

## 教育大綱に対する意見内容及び対応一覧

No.	意見の内容	考え方・対応	意見者
1	本市の教育ビジョンの柱施策のひとつである「小中一貫教育の推進」について記載。	施策の方向性 1 の 1 文目を、2 文にわけ、「全国学力調査等の結果の数値的な根拠に基づく分析を進めます。また、小中一貫教育の推進等を通して授業の工夫改善や実践的な校内研究の実施に努め、教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。」とし、「小中一貫教育の推進」について記載します。	児玉教育長
2	I C T 環境の整備について記載した方がよい。	施策の方向性 1 において、「I C T の効果的な利活用及び学習・指導環境の整備に取り組むことで、」と記載しており、これに含まれるものと考えております。	岡村委員
3	幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等について 平成 27 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく新たな子ども・子育て支援制度が始まり、令和元年 10 月より幼児教育・保育無償化が始まり、3 歳以上の保育料が無償となった。 少子化が進行する一方、女性の就業率上昇などの影響から、乳幼児期の保育・教育サービスへのニーズはますます高まっている。未就学児の幼児教育・保育の充実について記載が必要である。	施策の方向性 1 において、「幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なステージと認識し、教育・保育環境の整備を図り、多様な保育サービスの充実に努めます」と記載しており、これに含まれるものと考えております。 また、大綱は、大きな方向性を示すものであり、具体的な内容は、下位の計画に記載するものとします。	保育課
4	Society5.0 において重要となる科学技術に関して、高等教育機関や企業との連携といった、知る機会の創出についても盛り込んで欲しい。	施策の方向性 2 の文頭に「科学技術の劇的な進歩などの」を追記することで重要性の明確化を図ります。 また、同方向性 2 の 2 段落以降に、「学校・家庭・企業等の地域社会との横の連携も強化し、」、施策の方向性 9 には「大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、それらの人材育成機能を活用し、多様な教育の場を創出します。」と記載しておりますので、これらに含まれるものと考えております。	濱田委員
5	施策の方向性 2 の「社会を生き抜く力」の分野にも I C T の記述が必要ではないか。	施策の方向性 2 の文頭に「科学技術の劇的な進歩などの」を追記いたします。	岡村委員
6	Society5.0 時代に、何のために I C T を整備するのかを記載して欲しい。	施策の方向性 2 の文中に「社会の変化や課題に対応し、」を追加することで理由の明確化を図ります。	岡村委員
7	施策の方向性 2 について、「多様で変化の激しい社会」という文言には、科学技術の劇的な進歩という意味は十分含まれている。また、現在の「コロナ禍」などの要素も含まれている。従って、「科学技術の劇的な進歩などの」という文言は不要。	上記 4、5 の意見を受けて記載を追加したものです。記載を追加する意見が多かったこと、I C T 等の科学技術についての認識の重要性を強調させる意味でも、削除せず、記載することとします。	赤松委員
8	施策の方向性 2 について、豊かな心とは道徳心や規範意識、人権問題意識などでは表現できない大きな要素を数多く含んでおり、人それぞれに中心になるものは様々である。従って、豊かな心を育むとともに、現代の課題とも言える道徳心、規範意識、人権問題意識を記述する方が適切。「豊かな心や道徳心、規範意識、人権意識などを育むとともに、」とする方がよいのでは。	意見のとおり、豊かな心は、道徳心等数多くの要素を含むものであるため「豊かな心や道徳心、規範意識、人権意識などを育むとともに、」とすると、豊かな心と道徳心、規範意識、人権意識が並列の関係となってしまいます。 また、国の教育振興基本計画では、下記のとおり数多くの要素が列挙されています。これら全ての本文中で例示はできませんので、本文中は「豊かな心」のみの記載とします。  ※参考 教育振興基本計画 第 2 部 1 (2) 豊かな心の育成 子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。	赤松委員

No.	意見の内容	考え方・対応	意見者
9	今後の時代は、義務教育であっても、子どもたちが「自分で学ぶ」という認識を持たせるように教育すべき。	施策の方向性 2 において、「夢と志を持ち、自ら学び、考え、行動する力を身に付け、」と記載しており、これに含まれるものと考えております。	濱田委員
10	施策の方向性 3 について、理解を深める段階から、主体的に参加することに発展させたいと思います。体験を通して、ふるさとを誇りに思う子を育てたい。	「地域の伝統文化について理解を深めたり、主体的に参加したりすることにより、歴史の息づくふるさと都城を生涯誇りに思う心を育み、」と追記・変更します。	岡村委員
11	施策の方向性 5 について、自らの「可能性」を最大化、「チャンス」を最大化することや、学びのセーフティネットの考え方から、「意欲ある者が」の表現を「誰もが」としてはどうでしょうか。また、同様にセーフティネットの考え方から、「何でも」を「何度でも」としてはどうでしょうか。	教育振興基本計画の考えに沿ったものであるため、意見のとおり、修正します。	岡村委員
12	総合的な放課後対策 放課後児童クラブ及び放課後こども教室は、仕事と子育ての両立支援及び児童の健全育成対策として、重要な役割を担っており、引き続きその充実を図る必要があるため記載すべきである。	施策の方向性 5 において、「適切な配慮を持って障がい児教育を進めるとともに、少子化・核家族化の進展に伴って生じている、子どもや保護者を取り巻く深刻かつ緊急性のある課題に対応します。」及び「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学習できる生涯学習の機会提供に取り組む」と記載しており、これに含まれるものと考えております。 教育振興基本計画には、重点的な取組としてではなく、地域との共同で対策を行う必要がある取組の中の 1 つとして記載されている。 また、都城市総合計画にも特段の記載なく、下位の計画において記載するものと考えております。	保育課
13	「みやこのじょう子どもの未来応援計画」の内容の反映	「みやこのじょう子どもの未来応援計画」は、子どもの貧困に対する計画であり、施策の方向性 5 に「年代や家庭の経済状況等にかかわらず、誰もが常に学び、あるいは学び直す機会を充実します」及び「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学習できる生涯学習の機会提供に取り組む」と記載しており、計画の方向性は、含まれるものと考えております。	こども課
14	施策の方向性 6 について、「創造し発信すること」に対しての市の支援が記載されていないように思いましたので、「市民が、優れた芸術に触れたり、市民が自ら芸術文化を創造し発信する機会を増やすことにより、文化の薫るまちを目指します。」としてはどうでしょうか。※市美展なども開催されていますので。	「市民が、優れた芸術に触れたり、自ら芸術文化を創造し発信したりする機会を増やすことにより、文化の薫るまちを目指します。」と変更します。	岡村委員
15	人口減少社会が到来し、過疎化や少子高齢化等の影響により、文化を取り巻く状況に影響を与え、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足を招くこととなっている。 特に長年にわたって培ってきた伝統文化においては、後継者が不足し、伝承団体の存続にも支障をきたしている。 また、情報通信技術を活用することにより、市民にとって文化がより身近になるように、文化に関する情報の収集・発信やネットワーク化を進めることが重要である。	施策の方向性 7 において 1 文目中に「より身近なものとして感じられるとともに、担い手を育成していくことが必要です。」と担い手育成の文言を追記し、人材育成の重要性の明確化を図ります。 ※No.16 にて再修正	コミュニティ文化課
16	施策の方向性 7 について、担い手の育成という文言は、前文に挿入するより、後段の文章に記述する方が、担い手の育成や保存・継承の機運を高めるという市としての考え方をしっかり打ち出すことになる。	No.15 修正を再修正し、担い手育成の記述を 1 文目から 2 文目へ変更し、「市民が文化財や伝統文化に触れる機会の創出や、情報の提供などを通じ、担い手の育成や保存・継承の機運を高めていきます。」とします	赤松委員

No.	意見の内容	考え方・対応	意見者
17	施策の方向性 8 の標題について、「学校運営協議会の充実」は、手段であって、目的ではないため、「コミュニティ・スクールの推進を図ります。」とすべき。	標題を「コミュニティ・スクールの推進を図ります。」へ変更します。また、本文 1 行目を「市内の全ての小・中学校に設立において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図る」に変更します。  教育振興基本計画には、「学校運営協議会制度を全ての公立学校におい導入することを目指し、各地域における 推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入促進及び運営の充実を図る。」と記載があり、指摘のとおりである。	児玉教育長
18	施策の方向性 9 について、高等教育機関との連携の目的が、社会の変容とどう関わるかという視点をやや強調(明確化)するため、「科学や技術が劇的な進歩を遂げる中、市民の誰もが科学や新しい技術に親しめるよう、大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、」とし、子どもたちにとっても、具体的な夢や進路選択の方向性を示すものとして(キャリア教育の一形態)、勉学の動機付けとして、高等教育機関との連携は有用と思います。	「科学や技術が劇的な進歩を遂げる中、市民の誰もが科学や新しい技術に親しめるよう」を加えると高等教育機関との連携の目的が、そのみであるように捉えられるため、適切ではないと考えます。科学技術についての記載については、国や県の方針からも施策の方向性 2 の文頭に「科学技術の劇的な進歩などの」を追記する方が望ましいと考えます。	濱田委員
19	施策の方向性 9 について、人材育成機能「の強化や」と言うと、相手に入り込み過ぎなので、「を活用し」との表現にはどうか。	意見のとおり変更します。	岡村委員
20	「持つ」「もつ」について	検討に際して、教育委員会から「持つ」を「もつ」とすべきとの意見が多数ありました。 確認したところ、教育現場においては、実際に手で持ったり、備えたりする場合に「持つ」、感情や考え方に対して使う場合に「もつ」を使用していることが一般的であるようです。ただし、確固とした根拠はなく、自治体の教育研修センターや学校長会での取り決めがほとんどであるようです。 公用文においては、漢字で書かひらがなで書かは、 <u>昭和 56 年 10 月 1 日に制定された「常用漢字表」</u> の記載による※とのことです。常用漢字表においては、「持つ」とされているため、原則「持つ」と記載することが正しいといえます。 よって、教育大綱においては、全て漢字の「持つ」を採用することとします。  ※出典：分かりやすい公用文の書き方【改訂版(増補)】 株式会社ぎょうせい出版 磯崎陽輔著	多数意見
21	その他、各委員、教育委員会各課、総合政策課から出た文言修正等は、修正箇所のとおり、意見を反映しております。	例) 取り組むこと→取り組むことにより また→なお 等	各委員等

【参考】教育基本振興計画及び県の大綱における ICT 関連記述について

<国>

○教育基本振興計画において、国の示す 5 つの基本的な方針のうち、2 つの方針の中に「科学技術」が登場する。

①方針 2「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成」の中に、「IT・データ活用能力の育成」という施策があるが、これは大学・大学院向けの EBPM の施策

②方針 5「教育政策推進のための基盤の整備」の中に、「情報活用能力の育成」「学校への ICT 整備」「ICT 化による教員の業務効率化」「授業への ICT 活用」「大学での ICT 活用」「ICT 活用による生涯学習の推進」

<宮崎県>

○宮崎県「教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱（令和元年 6 月）」

⇒ 県の大綱は、6 つの柱（教育 3 本、文化・スポーツ 3 本）構成で、文章の作りとしては「現状と課題」「施策展開の方向性」というもの。

教育の柱の 1 つ「将来世代の育成促進」の「現状と課題」の中に Society5.0 の記載がある。「施策展開の方向性」には、グローバル人材育成の記述の中に「科学技術教育」という記載がある。